

# 法政大学学術機関リポジトリ運用指針

## (目的)

1. 法政大学図書館（以下「図書館」という。）は、法政大学の教育・研究の発展に資するとともに、社会的貢献を果たすため、本学における教育・研究成果を収集し、法政大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に蓄積し、大学内外に無償で発信する。

この運用を明確にするため、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」を定める。

## (登録者)

2. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、下記のとおりとする。

- (1) 本学に在職する専任教職員
- (2) 本学に在籍する学生・大学院生
- (3) その他、図書館長が認めた者

## (登録要件)

3. 登録される教育・研究成果は、下記の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 教育・研究の成果であること。
- (2) 本学において成果の主要な部分が作成されていること。
- (3) ネットワークを通じて配信できること。

## (登録申請)

4. 登録者は、「登録申請・許諾書」を図書館長へ提出したのち、リポジトリ登録システムにより教育・研究成果の登録が行える。

## (図書館の成果利用方法)

5. 図書館は、下記の方法で登録された教育・研究成果を利用するものとし、登録者はこのことを許諾する。

- (1) 成果の複製とリポジトリを構築するサーバーへの格納
- (2) ネットワークを介した複製物の不特定多数への無償送信
- (3) 保存および利用維持のための複製・媒体変換

## (利用者への著作権法遵守の通知)

6. リポジトリの利用にあたり、著作権法が遵守されるべきことを、図書館は利用者へ通知する。

## (登録者以外の著作権者との関係)

7. 登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

- (1) 著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、他の著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。
- (2) 著作権が登録者以外の者・団体等に帰属しているとき、登録者は図書館に対し、リ

ポジトリ登録について、著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(著作権の留保)

8. 教育・研究成果のリポジトリ登録後の著作権は、著作権者のもとに留保される。

(登録された成果の削除)

9. 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果が、下記に該当するときには削除することができる。

(1) 登録者が削除の申請を行い、学術機関リポジトリ運用委員会が承認したとき。

(2) 公序良俗に反する内容、法に違反する内容、本学の名誉を著しく傷つける内容等の理由により、学術機関リポジトリ運用委員会が削除を決定したとき。

(規程の改廃)

10. この規程の改廃は、学術機関リポジトリ運営委員会の議を経て行われるものとする。

付則

この規程は、2006年10月1日から施行する。